

議案第 97 号

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、栃木県市町村総合事務組合同規約の一部変更に伴う協議のため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

栃木県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

令和2年2月28日

大田原市長 津久井 富雄

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第4号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」に、「塩谷広域行政組合」を「塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合」に改める。

別表第2第4条第5号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。